

広報

あいかわ

ひかり みどり ゆとり 協働のまち愛川

2018
(平成30年)

9/1

No.669

2 特集

いつまでも元気で生き生きと！
高齢者の皆さんを応援します！

4 町政情報館

震災に備えて、ブロック塀の点検を！ ほか

9 町の取り組みを紹介します

10 インフォメーション

14 消防だより

図書カードが当たるお楽しみクイズ

15 愛川トピックス

16 あいかわカレンダー

写真/半原糸の里文化祭での「組みひも体験」

(特集)

いつまでも元気で生き生きと! 高齢者の皆さんを 応援します!

日本の平均寿命は80歳を超え、世界でもトップクラスの長寿国となっています。
高齢者の皆さんが、いつまでも健康で生き生きと過ごせるよう、
町ではさまざまな支援や取り組みを行っています。

☎高齡介護課長寿いきがい班(内線)3338
高齡介護課介護保険班(内線)3332 健康推進課健康づくり班(内線)3342



無理なく手軽に
健康づくり!
「100歳体操」を
ご存じですか?

町では、平成28年7月に「愛川健康のまち宣言」を行いました。これに基づき、地域の皆さんが主体となって「100歳体操」を実施しています。

いきいき100歳体操

「いきいき100歳体操」は、重りを手首や足首に巻きつけ、椅子に座って準備体操、筋力運動、整理体操の3つの運動をゆっくりと行う体操です。無理のない運動で筋力をつけることができるため、動くことが楽になります。また、転びにくくなるため、骨折や寝たきりの防止にもなります。

かみかみ100歳体操・ しゃきしゃき100歳体操

お口の体操「かみかみ100歳体操」と、認知症予防に効果が

あるといわれる「しゃきしゃき100歳体操」という体操もあります。「いきいき100歳体操」と合わせて実施していただくと、さらに健康づくりに効果があります。



いきいき100歳体操(坂本区)

お気軽にご連絡を

100歳体操は、町の健康イベントや各行政区で実施しているほか、お友達同士など5人以上の集まりには町保健師などを講師として派遣しています。ご希望の方はお気軽に高齡介護課へお問い合わせください。

地域での助け合いについて
話し合う
「協議体」の
参加者募集中!

「協議体」(愛川町生活支援・介護予防サービス提供主体等協議体)は、生活支援・介護予防サービスを充実させるための、さまざまな立場の皆さんによる話し合いの場です。

これからの生活支援や介護予防は、地域の皆さんが主体的に参加し、自ら担い手となっていくような仕組みづくりが重要となります。「協議体」では、そのためのニーズ把握や、情報交換などを行っています。興味のある方は、ぜひ高齡介護課へご連絡ください。

目指す地域像

- ・ 楽しみを共有したり、悩みや愚痴を話したりする、人と人がつながれる場所がある
- ・ ちよつとしたことでも隣近所で助け合う
- ・ 独り暮らしの方を地域で見守る

愛川・ささえあいポイント事業で 人助けと介護予防 の一石二鳥！

愛川・ささえあいポイント（ボランティアポイント）事業は、65歳以上の方が町内の介護保険施設などでボランティア活動を行うと、活動内容に応じてポイントがたまる制度です。

◎対象 町内在住で、介護保険料に未納がない65歳以上の方

◎申し込み 高齢介護課で登録

◎ボランティア活動内容の例

- ・レクリエーションなどの参加補助
- ・施設利用者の趣味活動の相手や
歓談・話し相手
- ・施設内の除草作業や清掃作業

◎ポイントの内容 1時間以上の活動で1ポイントがたまります（1日上限2ポイント）。たまったポイント1ポイント当たり100円を、（指定の口座に振り込みます）。



ボランティア活動をする
山内百合子さん（中津）
（上）

電動アシスト 三輪自転車の 購入費を 助成します



助成を利用して自転車を購入した富田昌江さん（中津）

外出の機会を増やし、健康づくりや生きがいづくりに役立てていただくため、電動アシスト三輪自転車の購入費を助成しています。助成の条件など、詳しくは高齢介護課へお問い合わせください。

◎対象 平成30年1月1日以前から町内在住で、本年度中に70歳以上になる方（町税の納付状況など、そのほかにも条件があります）

◎助成金額 購入費の4分の1（上限2万5千円）

力を合わせて認知症予防

住民提案型協働事業

「認知症予防カフェ」

ハーモニカの伴奏で歌ったり、手品を覚えたり、脳と体を働かせる体操をしたりと、楽しく認知症の予防に取り組める集まりです。

スタッフには介護福祉士、理学療法士、保健師、ヘルパー、ケアマネジャーがいますので、専門的な相談をすることもできます。

◎日時 毎月第3火曜日 午前10時～午後0時30分（申し込み不要）

◎会場 春日台タウンカフェあい

◎費用 300円（茶菓代）

◎問い合わせ

認知症予防カフェ実行委員会三井
☎046(285)3207



認知症予防カフェの「シニアいきいきメイクセミナー」

認知症になっても、住み慣れた地域で暮らし続けるために…

認知症初期集中 支援チーム

町では地域包括支援センターに、認知症初期集中支援チームを設置しています。

このチームは、認知症専門の医師と医療・介護・福祉の専門職員（保健師、社会福祉士など）が、認知症の「早期発見・早期診断・早期対応」を目指して活動するものです。対象の方、家族の方をチーム員が訪問し、適切な支援に結び付けるなど、認知症初期の支援を集中的（おおむね6カ月間）に行います。

◎対象 次のいずれかに該当し、自宅で生活している、40歳以上の認知症の方もしくは認知症が疑われる方

- ・認知症の診断を受けていない
- ・継続的な医療を受けていない
- ・介護保険サービスを受けていない、または中断している
- ・認知症の症状が強く、どのように対応すればよいか困っている

防災

震災に備えて、ブロック塀の点検を！

問 都市施設課都市計画班 ☎(内線) 3443

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によって、ブロック塀が倒壊する被害が発生したことを受け、国からブロック塀の安全点検のためのチェックポイントが示されました。

ブロック塀が倒壊すると周囲の人に危険が及ぶだけでなく、道路をふ

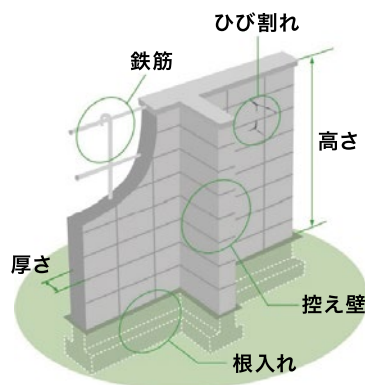
さぎ、災害時の避難や救助作業の妨げになります。自宅などにブロック塀を設置している方は、倒壊を防ぐために、左記のチェックポイントを点検してください。

点検の結果、危険性が確認された場合には、建築士などの専門家に相談しましょう。

ブロック塀の安全点検のためのチェックポイント

- ・項目①～⑤は、ブロック塀の外観を見てチェックしてください。分からないことがあれば、専門家に相談しましょう。
- ・項目⑥は外観では分からないので、専門家に相談してください。
- ・項目のうち一つでも不適合がある場合は、危険なので専門家に相談して改善してください。

- ①塀は高すぎないか 塀の高さが地盤から2.2m以下か。
- ②塀の厚さは十分か 塀の厚さが10cm以上あるか。(高さが2mを超える場合は厚さ15cm以上)
- ③控え壁はあるか(高さが1.2mを超える場合) 少なくとも塀の長さ3.4mごとに、高さの5分の1以上突き出た控え壁があるか。
- ④基礎があるか コンクリートの基礎があるか。
- ⑤塀は健全か 塀に傾きやひび割れがないか。
- ⑥塀に鉄筋が入っているか 塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも少なくとも80cm間隔で入っており、縦筋は壁頂部と基礎の横筋に、横筋は縦筋にかぎ掛けされているか。基礎の根入れの深さが30cm以上か。(高さが1.2mを超える場合)



子育て 私設保育施設入所児童の保護者に 助成金を交付します

問 子育て支援課子ども保育班 ☎(内線) 3363

子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、私設保育施設に入所している児童の保護者の方に助成金を交付します。

◎対象 町内在住で、私設保育施設に入所している児童の保護者(該当となる施設は、お問い合わせください)

◎助成金額 児童1人につき、月額2500円

◎申請方法 次のものをお持ちの上、子育て支援課へ。

① 交付申請書

② 在籍証明書

③ 町保育所条例第3条に規定する保育の認定基準を満たす児童の保護者であることが分かるもの(就労証明書、母子手帳など)

④ 印鑑(スタンプ印は不可)

※①～③の用紙は町ホームページ、子育て支援課などで配布しています。

◎申請期限 9月14日(金)

リニューアル工事中は役場本庁舎のエレベーターが利用できません

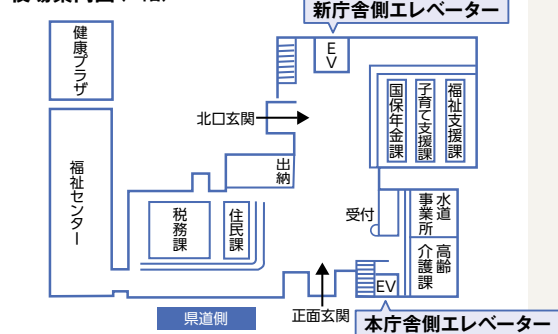
◎工事期間 10月1日(月)～12日(金)

エレベーターリニューアル工事を実施します。期間中は、役場本庁舎側のエレベーターが、終日ご利用いただけません。お手数ですが、新庁舎側のエレベーターをご利用ください。

なお、期間中は工事に伴い騒音が発生することがあります。来庁される皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

問 管財契約課管財班 ☎(内線) 3262

役場案内図(1階)



福祉

『生きる』を支える「まちづくりを指して
9月10日～16日は自殺予防週間です

福祉支援課障害福祉班(内線)3353

平成29年の1年間で、全国で2万1321人、県内では1276人の方が自殺により亡くなっています。これは、交通事故で亡くなる方の5倍以上も多い数となっています。

町では、心の悩みを持った方を孤立させないまちづくりを目指し、『生きる』を支える」をキャッチフレーズに、街頭キャンペーンや「こころの健康講座」の開催、悩みを抱える人たちを支援する「こころサポーター(ゲートキーパー)」の養成など、さまざまな事業に取り組んでいます。

大切な人の命を守るために、あなたにできることを見つけてみませんか？

自殺予防の十箇条 (自殺に傾いた方のサイン)

次のようなサインに数多く当てはまる場合は、自殺の危険が迫っています。周囲の方は、早い段階で専門家に受診させてください。

① うつ病の症状に気を付ける(気分が沈む、自分を責める、仕事の能率

が落ちる、不眠が続くなど)

② 原因不明の身体の不調が長引く

③ 酒量が増す

④ 安全や健康が保てない

⑤ 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う

⑥ 職場や家庭でサポートが得られない

⑦ 本人にとって価値あるものを失う

⑧ 重症の身体の病気にかかる

⑨ 自殺を口にする

⑩ 自殺未遂に及ぶ

中央労働災害防止協会・労働者の自殺予防マニュアル作成検討委員会「職場における自殺の予防と対応」(厚生労働省)から引用

一人で抱え込まないで、 まずは相談を

心の疲れを感じる方や、心の悩みをお持ちの方、「自殺予防の十箇条」に数多く当てはまる方などは、一人で考え込むのではなく、まずは、相談機関に相談することをお勧めします。他の人から相談を受け、どうしてもい分不清からない場合も、相談機関にご相談ください。

◎こころの電話相談

平日の午前9時～午後8時45分

・県精神保健福祉センター
☎0120(821)606(フリーダイヤル)

◎こころの健康についての相談
平日の午前9時～午後5時

福祉

障害者医療証の更新

福祉支援課障害福祉班(内線)3353

一定の障がいがある方を対象に、医療費を助成しています。現在、障害者医療証をお持ちの方には、9月下旬に新しい医療証を送付しますので、更新の手続きは不要です。

昨年度、所得制限の基準額を超え、対象外となった方は、改めて交付申請が必要です。対象になると思われる方は、交付申請の手続きを行ってください。

◎対象と助成の範囲 次の要件に該当する方。ただし、65歳以上で新規に障がい者に認定された方、または前年の所得が下表内の額を超える方は除きます。

① 1級～3級の身体障害者手帳をお持ちの方

・通院・入院に係る医療費を助成

② 知能指数50以下で療育手帳をお持ちの方

・通院・入院に係る医療費を助成

・厚木保健福祉事務所保健予防課

☎046(224)1111

・町福祉支援課 ☎(内線)3355

③ 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

・通院に係る医療費を助成

◎申請方法 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか、健康保険証、印鑑をお持ちの上、福祉支援課へ。

◎申請期限 10月31日(水)

所得制限の基準額

扶養親族の数	本人の前年所得額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
以降、1人増すごとに380,000円を加算	

統計

住宅・土地統計調査にご協力ください

問 行政推進課情報統計班 ☎(内線) 3243

総務省統計局では、平成30年10月1日を基準日として、住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、全国の約370万世帯を対象に、住宅の広さや建て方、敷地の広さや所有状況、住まいの設備、住環境などを調査するもので、5年ごとに実施しています。調査の結果は、国や地方公共団体が住生活

関連の施策を実施するための、重要な資料となります。

対象となった世帯には、9月下旬から、県知事が任命した調査員が伺います。調査内容を統計作成以外の目的に使用することは一切ありません。また、簡単に便利なインターネットによる回答も可能ですので、調査へのご協力をお願いします。

福祉

在宅障害者福祉手当のお知らせ

問 福祉支援課障害福祉班 ☎(内線) 3354

在宅障がい者の方の福祉増進のため、在宅障害者福祉手当を支給します。

◎対象 7月1日現在で施設などに入所していない、町内在住の在宅障がい者で、次のいずれかに該当する方(所得制限があります)

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
- ・知的障がい度知能指数が70以下(B2程度以下)の方
- ・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

◎支給時期 10月末ごろ(年1回)

◎支給額 障がいの程度により異なります。詳しくはお問い合わせください。

◎申請方法 障害者手帳、印鑑、預金通帳をお持ちの上、福祉支援課へ。

◎申請期限 9月28日(金)

◎注意事項 既に受給している方は、新たに申請する必要はありません。



敬老

ご長寿おめでとunggざいます
お祝いの金品を贈呈します

問 高齢介護課長寿いきがい班 ☎(内線) 3338

長年にわたり社会の発展に貢献された高齢者の皆さんに敬愛の意を表すとともに、長寿をお祝いするため、敬老祝金品を贈呈します。贈呈時期は9月中旬で、申請手続きは必要ありません。

・町の住民基本台帳に登録されている方

◎敬老祝金品

- ・80歳の方 カタログギフト
- ・88歳の方 1万円
- ・90歳の方 1万円
- ・99歳の方 1万円
- ・101歳以上の方 3万円

◎贈呈方法

- ・9月15日現在、80歳、88歳、90歳、99歳および101歳以上の方(100歳の方へは、誕生日を迎えられたときに長寿祝金品を贈呈しています)
- ・9月15日現在、町内に6カ月以上居住している方

- ・80歳の方には、カタログを配達
- ・88歳、90歳の方には、担当地区の民生委員が訪問
- ・99歳、101歳以上の方には、町長が訪問

かなちゃん手形出張販売
70歳以上の購入費助成対象者限定

70歳以上の購入費助成対象者の方に、神奈川中央交通株式会社が「かなちゃん手形」の出張販売を行います。今回は、有効期限が2019年9月30日までの1年券を販売します。

販売日には、会場で助成券の申請・交付も行いますので、この機会にぜひご利用ください。

◎日時 9月20日(木)午前9時30分～午後3時30分

◎場所 健康プラザ1階 多目的室

◎持ち物

- ・認め印
- ・自己負担金3,850円
- ・1年以内に撮影された顔写真(2.5cm四方)1枚
- ・年齢が分かるもの(健康保険証など)
- ・助成券(同日より前に助成券の交付を受けた方のみ)

※購入できるのは本人のみです。代理購入はできません。

問 高齢介護課長寿いきがい班 ☎(内線) 3338

環境

9月1日～10日は
屋外広告物適正化旬間です

☎ 都市施設課都市計画班 ☎ (内線) 3444

屋外広告物適正化旬間は、良好な景観を形成するため、屋外広告物の適正化について意識啓発を行う期間です。

この期間中、県下一斉に屋外広告物制度の周知や、違反広告物の撤去などの活動を行います。

屋外広告物とは

屋外広告物とは、幅広く内容を周知するために屋外に設置される張り紙や看板などのことです。一定の規模以上の屋外広告物を町内に設置する場合は、神奈川県屋外広告物条例に基づき、町への許可申請が必要に

なります。

屋外広告物は、適正に設置されれば、街のにぎわいの演出や、経済・文化活動の推進などに非常に有意義なものです。一方で、無秩序、無制限に設置されれば、自然環境や景観を損ないます。また、設置や管理が適正に行われなければ、倒壊や落下によって思わぬ事故が発生することがあります。

新たに屋外広告物を設置する場合や、改修などを行う場合は、県に登録されている屋外広告業者または町都市施設課にご相談ください。

地域で支える「成年後見」 成年後見制度普及啓発講演会

成年後見制度は、知的・精神障がいや認知症などにより判断能力が不十分な方が、契約や財産管理が困難な場合に、本人に不利益が生じないよう、また、安心して生活ができるように支援するための制度です。

この制度の利用促進や普及啓発のための講演会を開催します。

- ◎日時 9月22日(土)午後1時30分～4時
- ◎会場 福祉センター3階会議室
- ◎内容
成年後見講談「講談で学ぶ成年後見制度」
講師 講談師 神田織音さん
制度解説「成年後見制度と地域福祉～新たなサポーター 市民後見人とは?～」
講師 弁護士 内嶋順一さん
市民後見人 早川恵子さん
- ◎申し込み 9月18日(火)までに社会福祉協議会へ
- ☎ 社会福祉協議会 ☎ (内線) 3792

実際に町民の方へ届いたはがきです!

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ
訴訟管理番号 (そ) 278

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させて頂きます。また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させて頂きます。尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 7月25日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-██████-██████

受付営業時間 (日、祝日は除く)

平日 9:00～20:00 / 土曜日 11:00～17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地10号

はがきを使った架空請求にご注意ください!

☎ 住民課住民相談班 ☎ (内線) 3319

実際の相談事例 「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」を名乗る機関から、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」という題名のはがきが届いたが、全く身に覚えがない。はがきに書かれている連絡先へ連絡するべきだろうか?

回答 絶対に連絡せず、無視してください!

現在、公的機関のような名称を名乗るところから、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」といった題名のはがきが届いたという相談が急増しています。

これは、「給与や動産、不動産の差し押さえを強制的に行う」などと、受け取った人を不安にさせ、はがき内の問い合わせ先へ連絡させることでお金をだまし取る、架空請求の手口です。訴訟に関する書類は、はがきでは届きません。このようなはがきが届いても、決して相手に連絡をしたり支払いをしたりせず、無視してください。

不安を感じたり、対処に困ったりした場合は、「愛川町消費生活相談」もしくは「かながわ中央消費生活センター」へご相談ください。

愛川町消費生活相談(町住民課住民相談班)

☎046-285-2111 内線3319 (月曜日・木曜日の午前10時～午後3時)

かながわ中央消費生活センター

☎045-311-0999 (平日の午前9時30分～午後7時、土曜日・日曜日・祝日の午前9時30分～午後4時30分)



半原糸の里文化祭

9月17日(月・祝)

午前10時～午後3時30分

半原地域の自然・産業・歴史文化などの情報発信や、都市と水源地域との交流促進のため「半原糸の里文化祭」を開催します。

藍染め、はた織り、紙すきなどの伝統工芸をはじめとした、さまざまな体験教室を楽しむことができます。

会場内では「みやがせフェスタ夏inあいかわ」が同時開催され、お子さんに大人気の「快盗戦隊ルパンレンジャー VS 警察戦隊パトレンジャー」ショーなども行われますので、ご家族そろってぜひお越しください。

◎会場 県立あいかわ公園

☎商工観光課観光振興班 ☎(内線)3523



宮ヶ瀬ダムナイト放流を開催!

10月27日(土) 午後5時～8時

大勢の観光客でにぎわう、大人気の宮ヶ瀬ダム観光放流。通常は昼間にのみ実施している観光放流を夜間に行います。さまざまなライトで彩られた神秘的な観光放流をお楽しみください。

イベント当日は、津軽三味線の演奏などのステージイベントや愛川第1発電所の見学、ダム堤体上部の開放も行うほか、イベントのフィナーレには花火を打ち上げます。

◎放流時間 1回目:午後7時～、2回目:午後7時45分～(各回6分間程度)

◎集合場所 県立あいかわ公園北駐車場(駐車料金普通車500円、二輪車100円)

◎募集人数 800人(応募多数の場合は抽選)

◎申し込み方法 往復はがきに申込用紙(町公共施設や町ホームページで配布)を貼り付けて、下記へ〒243-0392 愛川町角田251-1 愛川町役場商工観光課

◎申込期限 9月25日(火)(当日消印有効)

☎商工観光課観光振興班 ☎(内線)3523



町の取り組みを紹介します



外国の皆さんにも町をPR! シティセールスパンフレットの 英語版・中国語版を作製

年々増加している外国人観光客の皆さんに、町を訪れていただくため、シティセールスパンフレット「I love 愛ブラ」の英語版と中国語版を作製しました。

宮ヶ瀬ダムや県立あいかわ公園といった観光地や、町の歴史・文化、自然や産業など、幅広い内容を分かりやすく伝える内容で、小田急新宿駅や近隣の宿泊施設など、外国人観光客の方々が多く訪れるスポットで配布しています。

☎総務課広報・シティセールス班 ☎(内線) 3220



左から、町区長会の中島良一会長、小野澤町長、ハンドブックを作製した株式会社シーエムの丸山晴夫代表取締役

県内初! 「行政区・自治会ハンドブック」を作製

自治会加入率向上のため、県内初の取り組みとして、広告収入を活用した「行政区・自治会ハンドブック」を作製しました。

このハンドブックには、行政区・自治会の活動内容や、町内の店舗などで使用できる割引クーポンを掲載。自治会に加入している世帯に配布したほか、未加入世帯の加入促進活動にも活用しています。

☎行政推進課協働・行政管理班 ☎(内線) 3244

体育館のトイレを使いやすく 小学校の体育館トイレを洋式に 改修しました

小学校の体育館は、授業や学校行事のほかにも、施設開放事業でスポーツ団体が使用したり、災害時に広域避難場所として使用したりするなど、多くの皆さんが利用しています。

今回の改修により、各小学校の体育館の男女トイレでは、それぞれ1基以上が洋式トイレになり、より快適に施設をご利用いただけるようになりました。

☎教育総務課庶務施設班
☎(内線) 3612



ストレッチフープ

クルクルサイクル

誰でも簡単・安全に健康づくり 健康遊具を児童遊園地や公園に設置しました

町民皆さんに、気軽に健康づくりに取り組んでいただけるよう、両向・三増児童遊園地と上熊坂公園に健康遊具を設置しました。

今回設置した遊具は、椅子に座ったまま体の側面を伸ばすなど、ストレッチ効果を得ることができる「ストレッチフープ」や、自転車のペダルをこぐ動きによって、膝や股関節の健康維持に役立つ「クルクルサイクル」です。ぜひご利用ください。

☎都市施設課公園緑地班 ☎(内線) 3447



文化会館催し案内

ホール

月日	催し	開演	終演	主催	入場
9月13日(木)	寿大学 開講式、消費生活保護、 交通安全	午後1時 30分	午後3時 25分	高齢介護課 ☎(内線)3338	無料 (先着535人)
9月21日(金)	寿大学 健康、介護予防	午後1時 30分	午後3時 25分	高齢介護課 ☎(内線)3338	無料 (先着535人)
9月26日(水)	寿大学 芸能鑑賞、閉講式	午後1時 30分	午後3時 15分	高齢介護課 ☎(内線)3338	無料 (先着535人)
9月29日(土)	岡本真夜 アコースティックライブ	午後6時	午後7時 30分	愛川町・ 愛川町文化会館事業協会 ☎046(285)6960	全席指定 4,000円

※あいかわ夢カードで、「岡本真夜 アコースティックライブ」の前売り券を購入できます。

※10人以上の団体(自治会やサークルなど)でチケットを購入する場合は、入場料が10%の割引となります。

展示

月日	催し	主催	備考
9月15日(土)～ 23日(日・祝)	愛川アートクラブ 絵画展	愛川アートクラブ 鈴木 ☎046(281)2051	初日は午後1時から 最終日は午後3時まで (展示室・展示コーナーにて展示)

※展示会場は1階で、入場は無料です。通常の展示時間は午前9時～午後5時です。毎週火曜日は休館です。

※お問い合わせは直接主催者をお願いします。

相談

町民相談 ① 住民課住民相談班 ☎(内線)3319	
法律相談《完全予約制》	9月7日(金)・20日(木) 午前10時～午後3時 ※10月は5日(金)・18日(木)
司法書士法律相談	9月12日(水) 午後1時～4時
行政書士相談	9月13日(木) 午後1時～4時
交通事故相談	9月26日(水) 午後1時～4時
不動産相談	9月27日(木) 午後1時～4時
消費生活相談	9月3日・6日・10日・13日・20日・27日 午前10時～午後3時
人権・行政こまりごと相談	9月14日(金) 午前10時～11時30分

※法律相談は弁護士が対応します。予約は相談日の7日前から受け付けます
(その日が祝日の場合は翌開庁日から)。

※法律相談以外は予約優先です(予約がない場合は、当日の受け付けもできます)。

※相談当日は、住民相談班へお越しください。

※相談窓口が分からないときは、お気軽にお問い合わせください。

教育相談 ① 教育開発センター
☎046(206)1061

来所相談	毎週月～木曜日(祝日を除く) 午前9時～午後4時
出張相談	レディースプラザ 9月3日(月) ラビンプラザ 9月10日(月) ※前週金曜日までに 電話で予約してください。
電話相談	平日 午前9時～午後4時

※不登校・いじめ・校外活動・非行・就学相談など。

ハローワーク就労相談会 ① 商工観光課商工労政班 ☎(内線)3523

ハローワーク職員による就労相談	9月13日(木)午後1時～3時	役場1階町政情報コーナー
-----------------	-----------------	--------------

食中毒に気を付けよう
食材をよく洗い、室温に長く放置しないようにして、「増やさない」「やっつける」が食中毒防止の三原則です。
調理の際はしっかりと加熱しましょう。また、調理の前に手をよく洗いましょう。

お知らせ

東京都市圏
パーソントリップ調査

県では、皆さまの交通手段の利用状況を把握することなどを目的に、9月～12月に交通に関する調査「第6回東京都市圏パーソントリップ調査」を実施します。

対象となった世帯には調査票をお送りしますので、調査へのご理解とご協力をお願いします。

施設ガイド

スポーツ施設の抽選予約

スポーツ施設の利用予約は、スポーツ施設予約システムをご利用ください。

◎予約できるスポーツ施設 田代運動公園、三増公園、中津工業団地第1号公園（以上テニスコートのみ）、第1号公園体育館、坂本体育館、志田運動場、小沢ソフトボール場 ※厚木市・清川村のスポーツ施設も抽選予約できます。

今月の抽選予約 12月利用分
抽選結果 10月2日(火)

当選者は10月末日までに本予約をしてください。末日までに本予約をしなかった場合は、翌日から空き施設として開放します。愛川町の施設を2回無断でキャンセルすると半年間予約ができなくなります。

問 スポーツ・文化振興課
☎(内線) 3632

図書宅配サービス
ご利用ください

障がいにより来館が困難な方などを対象に、ご希望の図書を自宅まで宅配・回収する宅配サービス

問 県土整備局都市部交通企画課
☎045(210)6182

今月の納税・納付期限

【国民健康保険税】第4期分
【介護保険料】第4期分
【後期高齢者医療保険料】第3期分
納期限は、10月1日(月)です。

休日納税・相談窓口

町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料が納められ、納

を行っています。

ご利用には事前の登録が必要となりますので、ご希望の方はお問い合わせください。

人 町内在住で、障がいにより来館が困難な方または教育委員会が宅配サービスの必要性があると認めた方

ボランティア募集

宅配サービスに無償ボランティアとして協力していただける方を募集しています。詳しくはお問い合わせください。

問 図書館 ☎046(285)6963

9月の休館日・休園日

第1号公園	毎週火曜日
田代運動公園、三増公園陸上競技場	毎週火曜日、19日(水)、26日(水)
町民活動サポートセンター	毎週水曜日
文化会館	毎週火曜日
ラビンプラザ	休館日なし
レディースプラザ	25日(火)
図書館	毎週火曜日、1日(土)
郷土資料館	毎週月曜日 18日(火)、25日(火)、

税相談もできます。

日 9月29日(土)・30日(日)午前8時30分～午後5時 所 役場1階税務課

漏水修理は指定工事業業者で

漏水工事の際に不要な作業を行ったり、高額な費用を請求したりする悪質な水道修理業者によるトラブルが発生しています。漏水修理などの給水装置に関わる工事は、町・県に登録のある「指定工事業業者」に依頼して行うこととなりますので、漏水の際には慌てずに、指定工事業業者に連絡してください。指定工事業業者は、町・県のホームページで確認できます。

◎町営水道区域

問 水道事業所業務班 ☎(内線) 3486
http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/kurashi/douro_suidou/suidou/1427687005159.html

◎県営水道区域

問 県企業庁厚木水道営業所
☎046(224)1111
http://www.pref.kanagawa.jp/docs/yn3/cnt/f360409/p392742.html

募集

勤労祭ソフトボール大会
参加チーム募集

オフィシャルルールによる5回戦を行い、2日間のトーナメント方式により順位を競い合います。

日 11月4日(日)・11日(日)午前8時～ 所 小沢ソフトボール場(相模川河川敷) 人 町内事業所(内陸工業団地は厚木市側の事業所も含む)などに勤務する方で編成されるチーム。事業所単独でチームを編成できない場合は、関連事業所を含めて編成することができます。申 9月28日(金)までに申込用紙を商工観光課へ。用紙は商工観光課と町ホームページで配布しています。

問 商工観光課商工労政班
☎(内線) 3523

樹木の枝などが道路に張り出している方、枝などが道路に張り出さないよう、適切な管理にご協力ください。車両や歩行者の通行の妨げになり、事故の原因にもなります。

お知らせ

秋の全国交通安全運動 9月21日(金)～30日(日)

9月30日は

「交通事故死ゼロを目指す日」です

秋はスポーツや文化などのイベントが数多く開催され、出掛ける機会が多くなります。また、これからの季節は日没が早くなり、夕暮れ時から夜間にかけての事故が起こりやすくなります。自転車・自動車は早めのライト点灯を心掛け、歩行者も反射材を活用するなど、一人一人が交通安全の大切さを認

識し、交通事故のない明るい町をつくりましょう。

◎スローガン

「安全は 心と時間の ゆとりから」
「高齢者 模範を示そう 交通マナー」

◎運動の重点

① 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

② 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

④ 飲酒運転の根絶

⑤ 二輪車の交通事故防止

問 住民課交通防犯班 ☎(内線)3320

ロボット導入支援補助金

県では、「さがみロボット産業特区」の取り組みで商品化された生活支援ロボットを導入する経費を補助します。補助率は3分の1、上限額は200万円です。詳しくは下記の県ホームページをご覧ください。

人 県内に事務所・事業所を有する法人、県内在住の個人、それらの方にロボットを貸与するリース・レンタル事業者 申 平成31年1月31日(木)までに郵送で必要書類を県産業振興課へ。

問 県産業労働局産業部産業振興課 ☎045(210)5652

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/sr4/robothojo.html>

音声版広報あいかわ 録音ボランティアグループ
ご希望の方は社会福祉協議会へご連絡ください。
「かえでの会」のご協力により、視覚障がい者の方に向けてCD化されています。
問 社会福祉協議会 ☎(内線)3792

保健師から一言

知っていますか？ ロコモティブシンドローム

ロコモティブシンドローム(通称「ロコモ」とは、「運動器症候群」ともいい、骨や筋肉、関節などの「運動器」の働きが衰え、要介護や寝たきりになってしまうリスクが高い状態のことです。

なぜ、今ロコモか？

ロコモの主な要因となる「変形性膝関節症」「変形性腰椎症」「骨粗しょう症」がある方は、全国で約4,700万人いるといわれています。特に50歳以降の方でこれらの運動器疾患が急増していますが、症状が静かに進むため、次のようなチェックを行い、自分で気付くことが大切です。

ロコモチェック

次のチェック項目に一つでも当てはまる方は、ロコモの可能性があります。予防トレーニングを始めましょう！

- ① 片足立ちで靴下をはけない
- ② 家の中でつまずいたり滑ったりする
- ③ 横断歩道を青信号の時間内に渡りきれない
- ④ 階段を上がるのに手すりが必要
- ⑤ 15分くらい続けて歩くことができない
- ⑥ 2kg程度の買い物をして持ち帰るのが困難
- ⑦ やや重い家事(掃除機の使用、布団の上げ下ろしなど)が困難

予防トレーニング

- ① 開眼片足立ち
床につかない程度に片足を上げ、左右1分間ずつ、1日3回行います。片足でバランスを取ることを意識しましょう。
- ② スクワット
肩幅より広めに足を広げ、椅子に腰かけるように、ゆっくりお尻を下ろします。この際、膝の曲がり

が90度を超えないように、また、曲げた膝頭がつま先より前に出ないようにします。
一度に5～6回を、1日3セット以上行います。太ももの前後やお尻の筋肉に力を入れることを意識しましょう。

トレーニングを行う時の注意

- ・無理に行って、転ばないように注意しましょう。
- ・転ばないように、必ずつかまるものがある所で行いましょう。
- ・支えが必要な方は、机に指や手をつけて行いましょう。
- ・ふらつきがあって転びそうな方や、腰や膝、他の関節に痛みが出る方、予防トレーニングを始めるに当たって心配なことがある方は、整形外科の医師に相談しましょう。

保健ガイド

問い合わせは健康推進課へ
☎(内線)3341

お子さんの歯科保健指導

日9月27日(木) 所むし歯予防教室は健康プラザ3階健康づくり室、2歳児歯科健診は同2階健診室 物母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル 他むし歯予防教室は午前10時～正午ごろ。開始時間を過ぎての入室はできません。2歳児歯科健診では、身長・体重測定も行います。対象者には9月上旬に必要書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。育児について心配事のある方は、保健師・栄養士が相談をお受けします。

歯科保健指導	対象	受け付け
むし歯予防教室	平成29年8月生まれ	午前9時30分～9時55分
2歳児歯科健診	平成28年8月生まれ	午後0時45分～1時30分
	平成28年2月生まれ	午後1時30分～2時15分

マタニティマークを知っていますか?

妊娠初期は、妊娠していることが外見から分かりにくく、周囲の理解が得られにくい場合があるため、町では、母子健康手帳をお渡しする際に、国が定めた「マタニティマーク」付きのグッズを配布しています。

このグッズを身に付けている方を見かけたら、公共の乗り物では席を譲る、近くで喫煙しないなどの、思いやりある行動をお願いします。



マタニティマーク

乳幼児の健康診査

対象者には9月下旬に必要な書類を送付しますので、届かない方はご連絡ください。健診時間・開場時間は通知でご確認ください。

所健康プラザ2階健診室

対象	期日	持ち物
4カ月児 (平成30年5月生まれ)	10月2日 (火)	母子健康手帳、問診票
10カ月児 (平成29年12月生まれ)	10月11日 (木)	母子健康手帳、問診票
1歳6カ月児 (平成29年3月生まれ)	10月24日 (水)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル
3歳6カ月児 (平成27年3月生まれ)	10月9日 (火)	母子健康手帳、問診票、歯ブラシ、タオル、当日の朝の尿、視力・聴力の調査票(記入済みのもの)

すくすく親子健康相談・ヘルスあっぷ相談

お子さんの発育・発達の確認や予防接種などの育児相談、大人の方の生活習慣病や健康、食事などに関する相談を、保健師・栄養士・看護師がお受けします。大人の方は身体測定、体脂肪測定、血圧測定なども行います。

日9月25日(火)午前9時30分～11時 所健康プラザ2階健診室 人町内在住で、すくすく親子健康相談は就学前のお子さんと保護者、ヘルスあっぷ相談は40歳以上の方 物母子健康手帳(お子さん)、健康手帳(お持ちの方のみ) 他予約の必要はありませんので、当日直接会場へお越しください。

不育症の治療費を助成

不育症の治療を受けている夫婦に、治療費の一部を助成します。

人法律上の婚姻をしており、次の要件を全て満たす夫婦

- ・治療時、検査時および申請時に、町に住民票がある
- ・町指定の医療機関で不育症と診断され、治療を受けた
- ・前年度の夫婦の所得合計額が730万円未満
- ・国民健康保険や社会保険などの医療保険に加入している
- ・夫婦ともに町税の滞納がない
- ◎助成額 治療費の自己負担額の2分の1(年度当たり。上限30万円。1,000円未満の端数は切り捨て)
- ◎申請方法 交付申請書、受診等証明書、治療費の領収書(原本とコピー)、診療報酬明細書(保険外診療の金額が分かるもの)、振込先の口座番号などが分かるもの、夫婦の健康保険証、印鑑、夫婦の住民票、所得証明書(課税証明書)をお持ちの上、健康推進課へ。
- ◎申請期限 1回の治療期間の終了日から6カ月以内

小児インフルエンザの予防接種費用を一部助成

日10月中旬～平成31年2月 所愛川町小児インフルエンザ予防接種実施医療機関 人接種当日に町内在住の、生後6カ月～小学6年生(平成18年4月2日以降生まれ) 他年度内2回までの接種に対し、1回当たり1,000円を助成します。

※この事業は、平成30年度電源立地地域対策交付金の交付を受けて行うものです。

中学校の道徳の教科書が決まりました

道徳の教科化に伴い、来年度から町立中学校で使用する道徳の教科書について採択が行われ、「東京書籍」の教科書に決定しました(2019～2020年度の2年間使用)。採択された教科書は、図書館、教育開発センター情報室で閲覧できます。

なお、中学校道徳以外の各教科については、小学校、中学校ともに、来年度は現在と同じ教科書を使用します。

問教育開発センター☎(内線)3617

消 防 だ よ り

[平成30年度全国統一防火標語]

忘れてない?
サイフにスマホに 火の確認

災害時は電気火災に注意!

6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震によって、多くの被害が発生しました。

大きな地震の際には、電気が原因となる住宅火災が多く発生します。地震の揺れにより電気製品が倒れたり、停電から復旧したときに電気製品が作動したりして、火の元となります。

電気製品を使用中に揺れを感じたら、電源を切りましょう。また、避難する場合にはブレーカーを切るなどして、出火を防ぎましょう。



(内閣府、消防庁、経済産業省のパフレットから引用)

AEDの使い方を学ぼう!

AED(自動体外式除細動器)は、心室細動(心臓がけいれんした状態)などにより、全身に血液を送ることができなくなった場合に、心臓に電気ショックを与えて正常な状態に戻す(除細動)器材です。

町では、AEDの利用方法や心肺蘇生法を学べる普及活動や救命講習を実施していますので、ぜひご参加ください。

1分1秒が勝負!

心室細動が起きた際の救命率は、除細動が1分遅れるごとに7~10%減少するといわれています。脳に障がいを残さないように救命するためには、患者が倒れてから5分以内に、AEDによる除細動を行うことが大切です。

救急車が現場に到着するまで平均で5~6分かかります。このことを考えると、救急車が到着するまでに、現場に居合わせた人がAEDを使って除細動をすることが非常に重要となります。

♥ AEDを貸し出します

町では、町民の方が参加するイベントなどへ、AEDの貸し出しを行っています。特に、行政区の催しなど、多くの方が集まるイベントでは、迅速な救命活動を行うため、AEDを備えてください。

貸し出しには、事前に消防課への連絡が必要です。詳しくは、お問い合わせいただくか、町ホームページの「防災・消防・救急」ページをご覧ください。

問 消防本部消防課 ☎ 046(285)3131

お楽しみクイズ

今月号の広報あいかわを読んで、クイズに挑戦してください。
正解者の中から抽選で3人の方に、図書カード(1,000円分)をプレゼントします。

町では、町民皆さんの健康づくりや生きがいづくりに役立てていただくため、さまざまな助成事業を行っています。次のうち、高齢者の方を対象として、購入費を助成しているのは、どの製品でしょうか。

- ① 4Kテレビ
- ② 電動アシスト三輪自転車
- ③ ルームランナー

応募方法 町内在住の方で、1人1通に限りです。
答え・住所・氏名・年齢・電話番号と、
本紙の感想を必ずご記入の上お送りください。
締め切り日 9月7日(金) 郵送の場合は当日消印有効
宛先 ●はがきの場合
〒243-0392 角田251-1 総務課広報・シティセールス班
●ファックスの場合 046(286)5021
●電子メールの場合 e-mail@town.aikawa.kanagawa.jp
正解と当選者は10月1日号でお知らせします。

8月1日号の答えと当選者 正解: ③川崎競馬場 当選者: 脇嶋真二さん・大貫時子さん・森崎明美さん

宝くじ助成金を活用 三増区がやぐらセットを購入

三増区では、一般財団法人自治総合センターが実施している宝くじ助成事業を活用し、祭り用のやぐらセットなどを購入しました。

7月21日に行われた区の盆踊り大会では、区長をはじめ役員の皆さんが早朝から新しいやぐらを設置し、区民の皆さんに披露しました。今後も地区のさまざまな行事に活用し、地域住民のコミュニティー活動が一層活発になるものと期待されています。



三増区の皆さん

消防団第2分団 県消防操法大会で「優良賞」

7月25日、県総合防災センターで「第51回神奈川県消防操法大会」が開催され、県内の消防団員が日頃の訓練の集大成として、鍛え上げた技を競い合いました。

町からは、高峰地区を管轄する第2分団から選抜された薄直宏さん、熊澤貴昭さん、諏訪部智さん、小中雄太さん、小針和臣さん、成田真二さんが「小型ポンプ操法の部」に出場し、見事に優良賞を受賞しました。



操法競技をする選手の皆さん

若者の活躍が光る夏！ 奨励金などを交付しました

愛川東中学校水泳部3年生の熊坂莉花さん、長嶋鈴叶さん、福島愛海さん、山口優芽さん、2年生の大野愛莉さんが、8月8日～10日に山梨県で開催された「第42回関東中学校水泳競技大会」に出場し、400mフリーリレーで優勝、400mメドレーリレーで第3位などの成績を収めました。

桐蔭学園高等学校3年生の渡部日向子さんが、8月9日～12日に三重県で開催された「平成30年度全国高等学校総合体育大会剣道大会兼第65回全国高等学校剣道大会」に出場し、個人でベスト8、団体で第3位の成績を収めました。

「相模ボーイズ」の皆さんが、8月2日～6日に大阪府で開催された「第49回日本少年野球選手権大会」に出場。中学生の部に沼田陸矢さん、阿部大聖さん、坂根淳介さん、梶拓斗さん、小学生の部に阿部広聖さん、梶夏帆さん、佐藤匠麻さんが出場しました。



前列左から熊坂さん、長嶋さん、福島さん、山口さん、大野さん、後列左から佐藤教育長、水泳部顧問の中道先生、小野澤町長、小澤教頭



前列左から阿部広聖さん、梶夏帆さん、佐藤さん、後列左から小野澤町長、渡部さん、沼田さん、阿部大聖さん、坂根さん、梶拓斗さん

収穫したスイカを福祉施設に寄贈

7月24日、建設業を営む佐藤進さん（半原）が、ご自分の畑で収穫したスイカ40個を町内の各福祉施設に寄贈されました。猛暑の影響で、各地で野菜の不作が伝わる中での豊作に、「甘く立派に育ったスイカを福祉施設の皆さんに食べていただければ」と佐藤さん。

寄贈を受けた「かえでの家」（福祉センター2階）では、利用者たちがスイカを食べ、夏を満喫していました。



スイカを寄贈した佐藤さん



スイカを楽しむ「かえでの家」利用者の皆さん



2018/平成30年 9 September あいかわカレンダー

1 (土)	16 (日) 当番医：愛川北部病院
2 (日) 愛川にぎわいマルシェ / 当番医：愛川北部病院	17 (月) 半原糸の里文化祭 / 当番医：岡本医院
3 (月) 議会本会議 (1 日目) / 消費生活相談	18 (火)
4 (火) 4 カ月児健康診査	19 (水)
5 (水) 議会本会議 (2 日目)	20 (木) 法律相談 / 消費生活相談
6 (木) 議会本会議 (3 日目) / 消費生活相談	21 (金)
7 (金) 法律相談	22 (土)
8 (土)	23 (日) 当番医：愛川北部病院
9 (日) 当番医：熊坂外科呼吸器科医院	24 (月) 当番医：さくらクリニック
10 (月) 議会本会議 (4 日目) / 消費生活相談	25 (火) すくすく親子健康相談・ヘルスあっぷ相談
11 (火) 3 歳 6 カ月児健康診査	26 (水) 交通事故相談 / 1 歳 6 カ月児健康診査
12 (水) 議会本会議 (5 日目) / 司法書士法律相談	27 (木) 議会本会議 (6 日目) / 不動産相談 / 消費生活相談 / むし歯予防教室 / 2 歳児歯科健診
13 (木) 行政書士相談 / 消費生活相談 / ハローワーク就労相談会 / 10 カ月児健康診査	28 (金)
14 (金) 人権・行政こまりごと相談	29 (土) 休日納税・相談窓口
15 (土)	30 (日) 休日納税・相談窓口 / 当番医：八木クリニック

今月の日曜・祝日当番医

【診療時間】 午前9時～11時30分 午後2時～4時30分

2 日 愛川北部病院 ☎ 046(284)2121

9 日 熊坂外科呼吸器科医院 ☎ 046(285)1139

16 日 愛川北部病院 ☎ 046(284)2121

17 日 岡本医院 ☎ 046(281)0114

23 日 愛川北部病院 ☎ 046(284)2121

24 日 さくらクリニック ☎ 046(284)1002

30 日 八木クリニック ☎ 046(280)1888

その他の休日(昼間・夜間)、平日(夜間)の救急診療
厚木市休日夜間急患診療所(厚木市メジカルセンター)
☎ 046(297)5199

※都合により変更する場合がありますので、電話で確認してからお出掛けください。